

○社会福祉法人佐渡寿福社会役員の報酬及び費用弁償に関する規程

〔昭和61年3月11日〕
制 定

改正 昭和62年3月4日 平成3年3月8日
平成6年3月18日 平成7年12月19日
平成8年12月20日 平成13年11月12日
平成16年3月23日 平成17年3月28日
平成25年12月26日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐渡寿福社会の理事、監事、評議員及び理事長が委嘱した各種委員会の委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、理事である施設長はこの規程を適用しない。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬の額は、日額8,000円とする。ただし、理事長が委嘱した各種委員会の委員（第三者委員は除く。）の報酬の額は、日額2,000円とする。

2 第1項の規定にかかわらず、本会及び地方公共団体等の職員には、報酬を支給しないことができる。

(費用弁償)

第3条 役員等の費用弁償の額は、職務のため旅行した場合の費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は、鉄道費、船賃、車賃、航空費、日当及び宿泊費とする。

2 第1項に規定する旅費の額は、別表のとおりとする。

(支給方法)

第4条 報酬及び旅費の支給方法については、真野の里職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月4日)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月8日）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月18日）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月19日）

この規程は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成8年12月20日）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月12日）

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

附 則（平成16年3月23日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日）

この規程は、平成25年12月26日から施行する。

別表

区分		理事 監事 評議員 委員
鉄道賃	運賃の等級を 2 階級以上に区分する路線	普通旅客運賃
	運賃の等級を設けていない路線	乗車に要する運賃
船舶	運賃の等級を 2 階級以上に区分する船舶	2 等の運賃
	運賃の等級を設けていない船舶	乗船に要する運賃
車 賃		バス運賃実費
日 当 (1 日につき)		島 外 2,400 円 島 内 2,300 円
宿 泊 料 (一夜につき)		県 外 12,000 円 県 内 10,000 円 島 内 7,000 円
備考		
<ol style="list-style-type: none"> 1 東京都及び指定都市内並びに新潟市内の車賃については、用務日 1 日につき定額 2,000 円とする。 2 島外日帰り出張の場合は、日当に 2,300 円を加算する。 3 島外出張で旅行(水路)が早朝及び深夜にかかる場合はそれぞれ日当に 2,300 円を加算する。 		